

# 健康診査・ 特定健診 について

平成20年度から始まった40歳以上の方を対象とした健康診査（長寿医療制度加入の方）と特定健診（40歳から75歳未満の方）の受診が6月から始まっています。

今年、長寿医療制度加入の方も鳥取県保健事業団が行う地区健診で受診出来ます。日程や場所は、6月号広報または長寿医療制度の方と国民健康保険の方は、受診券を送付した封書に同封してありますのでご確認ください。また、地区健診以外にも岩美町内の4つの医療機関で受診出来ます（要予約）。

- おくだクリニック（☎72-11000）
- 加藤外科内科医院（☎73-11715）
- 藤田医院（☎72-10123）
- 岩美病院（☎73-11421）

年齢を重ねるとともに、日頃の健康管理がより大切になります。健診を受けることは健康管理への第一歩。自分の健康状態を知り生活習慣を見直すためにも、毎年受診するようにしましょう。

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73-1415

## 長寿医療制度について

いったん全額自己負担したとき（療養費の支給）

次のような場合は、医療機関等でいったん全額自己負担しますが、必要な書類をそろえて市町村の担当窓口申請して認められますと、あとから自己負担分を除いた額が広域連合から支給されます。

〜こんなときにかかった費用も支給されます〜

〈移送費の支給〉

やむを得ない理由で、医師が認め入院、転院などで、移送の費用がかかったとき、広域連合が必要と認められた場合に移送費が支給されます。

〈葬祭費の支給〉

被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行った方に対し2万円の葬祭費が支給されます。

やむを得ない事情があったと広域連合が認めた場合に限られます。医師が必要と認めた、コルセットなどの補装具代や輸血をしたときの生血代

骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき

海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）



\*\*\*鳥取県の後期高齢者医療被保険証の色は、引き続き8月1日以降もピンク色です\*\*

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73-1415 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎0858-32-1097